

1. 議事日程（第6日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成20年 6月23日  
午前10時00分 開議  
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）議案第69号 平成20年度安芸高田市一般会計予算
- （2）議案第75号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- （3）議案第76号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算
- （4）議案第77号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- （5）議案第78号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- （6）議案第79号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別  
会計予算
- （7）議案第80号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- （8）議案第81号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- （9）議案第82号 平成20年度安芸高田市水道事業会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	亀 岡 等	委員	秋 田 雅 朝
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	田 中 常 洋
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	赤 川 三 郎
委員	藤 井 昌 之	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 塚 本 近

4. 委員外議員

議長 松浦利貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(26名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	行政経営課長	武岡隆文
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内 壮
向原支所長	南部政美	産業建設部長(公営企業部長)	金岡英雄
産業建設部事業調整員	福田耕司	産業建設部経営管理担当	猪掛公詩
建設管理課長	河野正治	産業建設部建設管理課主幹	益田茂樹
建設管理課主査(管理グループGL)	伊藤良治	建設管理課主査(建設グループGL)	岩崎邦久
住宅担当課長	佐々木泰司	建設管理課主査(住宅グループGL)	青山 勝
地域高規格道路担当課長(地域高規格道路対策GL)	西原裕文	上下水道課長(公営企業部水道課長)	山本孝治
下水道担当課長	新川昭夫	産業建設部上下水道課主幹	上本文生
上下水道課主査(建設グループGL)	柿林浩次	上下水道課主査(業務グループGL)	叶丸一雅
安芸高田清流園場長	田中公三	上下水道課主査(企業グループGL)	近永和明

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	光下正則	主査	児玉竹丸
主任	倉田英治		

~~~~~  
午前10時00分 開議

亀岡委員長

皆さん、おはようございます。

前回に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は20名でございます。塚本委員が欠席でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、議案第69号、平成20年度安芸高田市一般会計予算のうち産業建設部建設管理課及び上下水道課に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第69号、平成20年度安芸高田市一般会計予算につきまして概要資料に基づき御説明をさせていただきます。多岐にわたっておりますので、こちらの予算資料で基本的なところの概要を説明をさせていただきます。

2ページ以降でございます。産業建設部のうち主要事業に掲げております定住と交流のネットワークづくりでは、道路整備関係で本市の定住と交流のネットワークづくりのかなめとなる地域高規格道路東広島高田道路向原 - 吉田間につきまして、重点事業として事業推進を図っているところでございますが、進捗状況としましては特に吉田地区の用地、家屋移転など交渉も比較的順調に進んでおり、現在用地交渉等も行っているところでございます。

また、市道の改良等につきましては、継続中の市道勝田根之谷線、長田隠地線などの7路線の予算1億9,500万円余りと県からの権限移譲路線につきまして、継続中の三次江津線ほか4路線及び道路維持関係20路線等の予算1億7,600万円余りを計上しております。

また、新規事業といたしまして、平成25年度までに橋梁の長寿命計画を策定する必要があり、そのための調査費として500万円を計上しております。

しかしながら、全般的に申し上げますと県におきましても大変厳しい財政状況となっており、緊縮予算となっております。本市で展開されている事業にもある程度影響が出ておりますので、今後も県に対して予算確保等の要望活動を粘り強く行っていく必要があると考えております。

なお、道路橋梁費におきまして前年度に比べかなり減額となっておりますのは、県道委託事業等の減少や道路改良事業において庁舎周辺の整備あるいは八千代町の中山線の完了に伴うものが大きな要因でございます。

次に、安全で快適な生活環境の創造では、住宅施策としまして引き続き高宮町の若者定住の建設を重点事業として計上しております。

また、新規事業としましては、同地区での若者定住を目的に地域との交流を行うための集会所の建設を計上させていただいております。

また、同じく若者定住施策としまして、向原町の小丸子住宅の跡地の活用などの造成事業費を計上させていただいております。

それから住宅事業で新規事業といたしまして、火災報知機の設置が義務づけられましたので、これらに取り組むための予算措置をさせていただいております。土木費総予算では14億5,597万8,000円となっております。

続きまして、同じく安全で快適な生活環境の創造ですが、環境衛生費において安芸高田清流園のし尿処理施設整備として3億5,700万円余りを重点事業として計上しております。なお、この施設につきましては、平成22年の完成を目指しており、継続事業として行いたいとすることで債務負担行為にも予算計上をさせていただいております。

また、下水道計画の見直しなどに伴う浄化槽助成や上水、簡水などによる給水区域外に対する飲用水供給施設整備事業、いわゆるポーリング助成ですが、これらにつきまして推進し、地域の住環境整備を図ることとしております。関係予算としましては6,100万円余りを計上しております。

詳細につきましては、各担当課長から御説明を申し上げます。

亀岡委員長  
河野建設管理課長

河野建設管理課長。

それでは、私のほうから予算書に基づきまして説明させていただきます。

最初に、歳入のほうから説明させていただきます。全般の説明をさせていただきますまして、歳出のほうは各担当のほうから説明をさせていただきます。

歳入でございますが、予算書の16、17ページをお開きください。13款使用料及び手数料の関係でございます。3目衛生使用料、1節の保健衛生使用料のうち説明欄の下段でございますし尿施設使用料731万3,000円は、し尿業者が安芸高田清流園にし尿を投入する際の施設の使用料でございます。

同じく6目の土木使用料、1節の道路使用料でございます960万円は、道路占用料として計上しております。中国電力やN T Tの電柱占用料が主なものとなっております。同じく2節の住宅使用料は、現年度分と滞納繰越分とを合わせて5,705万1,000円を計上しております。

続きまして、18、19ページをお開きください。同じく13款ですが、2目衛生手数料のうち2節の清掃手数料1億340万6,000円は、し尿処理にかかります手数料として毎年度の処理量から減少分を見込んでの手数料と滞納繰越分を含む見込み額を計上しております。

続いて、同じく4目土木手数料でございますが、土木管理手数料としまして屋外広告物許可手数料と都市計画区域及び建築証明手数料といたしまして計上を52万円しております。

次に、同じページでございますが、14款国庫支出金の関係でございます。2目の災害復旧費国庫負担金の関係でございますが、1,000円存目まで上げております。

続きまして、2項の国庫補助金でございますが、20、21ページをお開きください。3目の衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金1億537万3,000円を計上しております。内訳としまして、個人の方が浄化槽を設置する事業費に対するの補助金と、安芸高田清流園の施設整備に循環型社会形成推進交付金により取り組んでおります補助金9,433万3,000円を見込んでおります。いずれも補助率3分の1でございます。なお、個人の方の浄化槽の設置基数は80基分を上げております。

次に、同じく4目土木費国庫補助金でございますが、1節道路橋梁費補助金、地方道路整備臨時交付金として6,050万円を計上しております。3路線分の補助金で、補助率55%でございます。次に、同じく2節の住宅費補助金4,757万1,000円は、地域住宅交付金としまして若者定住促進賃貸住宅建設などに伴うものとして計上しております。次に、同じく3節の建築物等管理補助金ですが、アスベスト対策事業費補助金125万円を上げております。民間施設でのアスベスト除去に対するの国の補助金でございます。

次に、3項委託金でございます。3目の土木費委託金の1節土木管理費委託金でございます。2万円を上げておりますけども、広島气象台からの雨量観測委託金でございます。

次に、22、23ページをお開きください。15款県支出金の関係でございます。2項県補助金、1目の総務費県補助金で1節の総務管理費補助金のうち説明欄の上段にあります土地利用規制対策事業費補助金4万3,000円が建設管理課の関係分でございます。これは国土利用計画に基づく土地取引の届け出に関する事務補助であります。

次に、3目衛生費県補助金、1節の環境衛生費補助金703万2,000円は、先ほどの80基分の個人の方が設置する浄化槽補助金で、補助率3分の1の県補助金でございます。

続いて、24、25ページをお願いいたします。同じく15款の3項委託金の3目土木費委託金、1節の道路橋梁費委託金でございますが、権限移譲によります県道20路線の県委託金の県道道路維持費、それから5カ所の改良等にかかわる県委託金、県道改良事業とあわせて1億6,900万円の委託金を計上しております。次に、2節の河川費委託金76万5,000円は、県河川の清掃委託金として計上しております。3節の砂防費委託金でございますが、権限移譲によります県施設の急傾斜地崩壊対策事業2カ所分の維持修繕費として100万円計上しております。

続いて、34、35ページをお開きください。雑入の関係でございますが、建設管理課関係、下水道関係、それから水道課関係のものを上げておりますが、主なものとして国、県からの樋門管理委託費、それから高田地区工業団地内での下水処理場維持管理費に係ります企業からの徴収

金を上げております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の関係でございますが、まず建設管理課の管理グループ、建設グループに関するものを説明させていただきます。予算書の52、53ページをお開きください。7目企画費の中の土地利用対策費としまして4万4,000円を上げております。これは土地取引の届け出に関する事務費で、主なものとして消耗品等でございます。

続きまして、154、155ページをお開きください。8款の土木費であります。1項土木管理費、1目土木総務費1億8,438万円ですが、人件費のほかに土木総務管理費としまして989万9,000円でございます。主なものとして、委託料252万1,000円、これは分筆測量等によるものでございます。それから19節負担金補助及び交付金でございますが、主なるものとして各種期成同盟会等の負担金合わせて147万4,000円、補助金といたしまして老朽住宅除去促進事業補助金120万円、アスベスト除去補助金250万円、家賃納入補助金144万2,000円があります。

次に、156、157ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費でございますが、道路橋梁総務管理費の589万5,000円は道路照明の電気代、需用費ですが、そのほかに主なものとして道路台帳整備の委託料としまして300万円見ております。道路改良工事後の道路台帳整備、また幹線市道見直業務委託料100万円を見ております。特に町際道路、町と町を結ぶ路線の台帳の見直しをしたいと思っております。また、19節の負担金補助及び交付金でございますが、生活道路舗装補助金としまして100万円を見ております。補助率45%で、上限補助は50万円でございます。

次に、道路維持費でございますが、市道及び委託県道の維持費1億6,691万円を計上しております。市道の道路維持費としまして8,091万円の事業概要でございますが、市道実延長807キロメートルに関する道路維持費でございます。主なものとして、11節需用費の修繕料322万8,000円、13節の委託料、除草業務の2,123万4,000円、15節の工事請負費4,014万円あります。

次に、158、159ページをお開きください。県委託の県道道路維持費としまして8,600万円を計上しております。事業概要でございますが、主要地方道5路線、一般県道15路線、合計20路線138キロメートルの道路維持費でございます。主なものとして、13節委託料の7,265万円ありますが、路面舗装、除草などの道路環境保全や除雪費であります。15節工事請負費649万6,000円は、交通安全施設や道路構造物の維持補修であります。

次に、3目道路新設改良費3億1,992万円でございますが、国庫補助事業としまして1億1,021万円を見ております。事業路線として市道市場宮ノ城線、市道勝田根之谷線、市道高林坊線の3路線に係る費用でございます。主なものとして、委託料や工事請負費であります。なお、13

節委託料の工事委託料3,820万円は、市道高林坊線のJR甲立駅北側の踏切部分にかかわる工事をJRに委託する費用を見ております。

次に、地方特定道路整備事業でございますが、8,470万円を計上しております。事業路線として市道一本木小山線、高地長屋線、長田隠地線の改良工事、市道新町1号線道路舗装工事の4路線にかかわる工事費を見ております。

次に、160、161ページをお開きください。県営事業負担金3,500万円を計上しております。県道事業等にかかわる市の負担金を見ております。

次に、県委託県道改良事業9,001万円でございますが、一般県道中北川根線、三次江津線、船木上福田線、主要地方道千代田八千代線の4路線、それから交通安全施設等整備事業として邑南高宮線の合計5路線を予定しております。その改良工事にかかわる費用の主なものとして工事請負費、補償費を計上しております。

次に、4目橋梁維持費でございますが、500万1,000円を計上しております。主なものとしまして、13節の委託料で橋梁点検委託料500万円を計上しております。これは本年度から橋梁点検をしていくための委託料で、橋の現状把握をして将来長寿命化を図るための基礎資料にしていくものでございます。

次に、3項河川費でございます。1目河川総務費の河川総務管理費として1,109万7,000円でございます。主なものとしまして、13節の委託料で河川清掃業務委託料のほか国、県、河川に設置してあります樋門の委託料でございます。なお、今年度から県河川多治比川に係る排水樋門が県からの委託になり、これまでの8カ所から11カ所に3カ所ふえております。そのほかに江の川水辺の楽校の桂地区、下土師地区の河川敷公園、大通院谷川砂防公園等の除草委託や河川清掃の県河川の委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金の主なものとしまして、江の川河川改修期成同盟会の負担金でございます。

次に、河川維持事業でございますが、162、163ページをお開きください。河川維持管理費は、工事請負費として200万円を計上しております。

次に、3目の砂防費でございますが、県委託急傾斜地崩壊対策事業で権限移譲された2カ所の施設の維持修繕費並びに向原町の急傾斜地崩壊対策施設2カ所に関するもので、草刈り業務が主なものでございます。

次に、4目河川改良費1,400万円は、新規事業でございます。JA向原支所の裏を流れております大迫川で豪雨時にはたびたび浸水のある箇所でございます。県道まであふれ出る状態であったものを解消しようとするものであります。そのための調査設計委託料、工事請負費を計上しております。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費499万3,000円は、人件費のほかに都市計画総務管理費としての38万3,000円を上げております。主なものとしまして、負担金でございます。

次に、230、231ページをお開きください。災害復旧費の関係でござい

ます。2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費1,860万2,000円を計上しております。主なものとしまして、工事請負費を計上しておるところでございます。

以上で建設管理課の管理グループ、建設グループの説明を終わります。続いて、住宅の説明をさせていただきます。

亀岡委員長  
佐々木住宅担当課長

佐々木住宅担当課長。

住宅グループに関します平成20年度歳出予算について御説明をさせていただきます。

162、163ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございますが、163ページの説明欄に記載してあります公営住宅の管理に要する経費3,927万3,000円のうち一般職員人件費2,008万8,000円を除きました1,918万5,000円を所管分として計上しております。公営住宅278戸、特定公共賃貸住宅16戸、若者定住住宅26戸、若者マンション8戸の合計328戸の管理費でございます。

予算書の164、165ページをお願いします。住宅管理費の主なものとしたしまして、11節需用費に住宅修繕費として450万円、12節役務費に火災保険料として101万8,000円、13節委託料に水道施設管理のための委託料3件219万9,000円、空き家の除草業務委託29万円、住宅法の一部改正に伴いますコンピューターシステムの改修費としたしまして500万円、修繕工事費の設計業務委託料60万円などを委託料として計上しております。15節工事請負費に殿前住宅台所・屋根工事など3件の工事費、合計300万円を計上しております。19節負担金補助及び交付金に甲田町の堂ノ口、緑ヶ丘住宅など共聴アンテナのデジタル対応、市営住宅応分負担分として49万円を計上いたしております。

続きまして、2目住宅建設費でございますが、1億2,558万8,000円を計上いたしております。この予算の主なものとしたしましては、高宮町の田草地区に平成18年度から継続して建設しております若者定住住宅3戸及び集会所の建設費、向原町の旧町営小丸子住宅跡地の若者定住促進団地に整備する費用、甲田町で下水道の供用開始されました区域にあります市営住宅3団地の下水道整備費用などでございます。内訳につきましては、164、165ページから166、167ページをお願いいたします。2節給料185万5,000円、2節旅費8万8,000円、11節需用費176万4,000円、12節役務費48万6,000円、14節使用料及び賃借料12万円につきましては、先ほど御説明いたしました地域住宅交付金事業の事務経費でございます。13節委託料1,240万円につきましては、各事業の設計監理業務及び住宅性能評価に係るものでございます。15節工事請負費1億145万円につきましては、各事業の工事請負費でございます。17節公有財産購入費60万円につきましては、小丸子団地の進入路が狭小であるため進入路と接しております市道長田線沿いの用地を取得する費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、若者定住住宅の水道加入負担金及びテレビ共聴加入負担金でございます。22節補償補填及び賠償金640万円

につきましては、小丸子団地の再整備に伴います上下水道の移転補償及び立木補償の補償費、用途廃止及び譲渡を計画しております住宅修繕補償費、用途廃止を計画しております各住宅から他の住宅へ移転を申し出られた方への移転補償費等を計上いたしております。以上、住宅関係の予算の説明を終わります。

亀岡委員長  
西原地域高規格道路担当課長

西原地域高規格道路担当課長。

それでは、地域高規格道路対策グループに係る予算につきまして御説明をいたします。

予算書の154ページ、155ページをお願いいたします。1目土木総務費の中で説明欄の一番下段にあります地域高規格道路対策費といたしまして45万円計上しております。内訳といたしましては、次のページにありますとおり国、県への要望活動、県との事務打ち合わせ、用地補償交渉等に係る旅費、要望書作成等の需用費、あるいは東広島高田道路整備促進期成同盟会への負担金等に係る経費でございます。

東広島高田道路向原 - 吉田間の事業推進を図るための予算でございますので、ここで本体事業の進捗状況につきまして若干説明させていただきます。平成17年度から事業着手しましたこの事業は、今年度で4年目を迎えており、昨年度から吉田側につきましては用地買収、建物移転補償に着手いたしております。今年度につきましては、さらに用地補償を進めるとともに用地測量、建物調査、トンネル水分調査、地質調査等を実施する計画でございます。当初予算額は、2億円計上されております。こうした広島県の事業計画の中で地域高規格道路担当といたしましては、県と一体となり関係者の御理解をいただきながらこのような諸業務を推進してまいり所存でございます。また、事業の早期完成を目指すためにはどうしても大きな予算が必要でございます。国、県ともに財政状況は非常に厳しい中ではございますが、東広島高田道路整備促進期成同盟会並びに安芸高田市単独で予算獲得のための要望活動を継続的に実施してまいり計画でございます。以上でございます。

亀岡委員長  
近永上下水道課主査

近永上下水道課主査。

上下水道課の水道課関係に係ります予算について御説明を申し上げます。

118ページ、119ページをお願いをいたします。下ほどになりますが、4款1項4目の環境衛生費がございますが、その中の19節負担金補助交付金6,959万8,000円がございますが、その内訳が121ページに記載がありますので、よろしくをお願いをいたします。19節負担金補助及び交付金の補助費の中に飲用水供給施設整備補助金、いわゆるボーリング等に関する補助金でございますが、1,000万計上しております。件数の予定は18件でございます。

次に、水道事業会計事業費、19節負担金補助及び交付金の補助費（負担金）でございますが、水道の経営構想等負担金として235万8,000円がございますが、簡易水道事業、飲料水供給事業の水道法に定める第三者

委託に係る調査検討に充てるものでございまして、事業のほうは水道事業会計で執行することとしております。続きまして、このページの一番上になりますが、24節投資及び出資金5,650万円がございまして、水道事業の甲田給水区の甲立浄水場移転事業への出資金でございまして、次に、このページの上ほどに28節の繰出金3億9,135万9,000円がございまして、そのうち簡易水道事業特別会計への繰出金を2億8,647万6,000円、飲料水供給事業特別会計への繰出金として855万8,000円を予定をしております。以上でございます。よろしく申し上げます。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

それでは続きまして、上下水道課下水道担当の部分につきまして御説明を申し上げます。

同じく先ほどの118、119ページからでございます。4目の環境衛生費のうち19節の負担金補助及び交付金につきましてでございます。次の121ページの説明欄に沿って御説明を申し上げます。121ページの中段にございます浄化槽設置整備事業費といたしまして5,120万円計上いたしております。この事業は、個人が設置をされます浄化槽に対しまして補助する事業でございます。昨年吉田の処理区と八千代の処理区の集合処理予定区域を見直しまして、その一部をこの事業で取り組むこととなりました。昨年より増設をいたしまして補助基数を今年度80基といたしております。それから特別会計におきます市が設置また管理をしていく浄化槽整備事業特別会計へは下段の8,914万6,000円、続きましてコミュニティ・プラント整備事業特別会計へ717万9,000円一般会計から繰り出すよう計上いたしております。

続きまして、126、127ページをお願いします。2項の清掃費のうち2目のし尿処理費6億3,563万6,000円ですが、これも説明欄に沿って御説明をいたします。主なものといたしまして、清流園での人件費のほかし尿処理管理費につきましては一般事務に要する経費として2,069万2,000円計上いたしております。主なものは需用費であります光熱水費の電気代1,922万7,000円でございます。次に、し尿処理事業費の1億3,733万8,000円でございますが、これはし尿業者によります収集運搬業務への経費委託料が主なものでございます。次に、し尿処理施設の管理に要する経費ということで1億491万4,000円でございますが、これは吉田の工業団地内にあります下水処理場と清流園の経費を計上いたしております。施設の管理費385万8,000円のうち下水処理場維持管理委託料といたしまして267万2,000円が主なものでございます。次の清流園1億105万6,000円は、施設の処理棟にかかわります経費を計上いたしております。需用費におきます消耗品は、し尿処理過程に使用します各種の薬剤の購入費、また膜処理で処理をしますので、この取りかえ費用等を計上いたしております。燃料につきましては、汚泥の焼却に要する重油購入費でございます。次に、13節の委託料につきまして以下のとおり各種の委託業務がございまして、大きいものといたしまして汚泥処理業務委託料でござい

すが、これは市内の浄化槽汚泥量が清流園での処理能力以上の収集量となっておりますので、現在臨時に甲田と吉田の公共下水処理場へそのオーバー分を投入することの運搬委託料でございます。その他につきましては、各種の検査業務、清掃、保守点検などの委託料を計上しております。以上、主に清流園でのし尿処理費の内訳でございます。

下段に、し尿処理施設整備事業費として3億5,762万1,000円を計上いたしております。これは現在安芸高田清流園の施設の全体更新を進めておりますが、今年度事業執行予定の事業費を計上いたしております。次の131ページの委託料につきましては、周辺の影響調査にかかわります影響予測をする業務、また施設の工事発注を一般競争入札総合評価方式での入札とするため、この評価業務の支援をする業務の委託料でございます。工事請負費につきましては、今年度着手予定の敷地造成工事費と施設の建設工事に係ります工事費を計上いたしております。なお、工事につきましては、本体施設工事が平成22年度までの継続工事として予定をいたしております。19節負担金補助及び交付金につきましては、施設の設計が決まった段階で地元の要望等があれば視察をしたいと考えております。その助成、またバス借り上げ等の経費を計上し、視察に備えております。

次に、132、133ページをお願いいたします。農林水産業費の2目農業総務費での繰出金2億5,629万3,000円は、農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、飛びまして、162、163ページをお願いいたします。土木費、都市計画費のうち2目の公共下水道費の繰出金5億1,565万5,000円は、公共下水道特別会計へ1億6,581万円、特定環境保全公共下水道特別会計へ3億4,984万5,000円繰り出すものでございます。以上で一般会計での下水道担当が所管しております歳出にかかわるものでございます。

亀岡委員長 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川角委員。

川角委員 あんまり大きいことではないんですが、まず予算書のページの155ページにありますように、このアスベストの除去補助金として説明では民間というような説明をいただいたんですが、民間の調査をどのようにして、また民間でこのような予算計上することはもうないのか、これで終わりなのか、そこらが状況についてこの予算についてお伺いをするところでございます。

それから道路の維持費が、これ予算書の157ページで市道では8,091万円と予算してありますが、昨年比で見ると652万4,000円の減、そして県道で見れば8,600万組んであると思うんですが、昨年比で1,400万の減、合わせて2,000万余りが維持費で減になっておるわけですね。道路というのが移譲等を受けて、そんなに管理の延べの量というのが減ってきていないと思うんですね。年々ふえる分でも減らない。道路の状況を見ま

しても道路の上に大きな木がかぶさって、これは整理しないといけんのじゃないかというのもあちこちで見られるわけですが、そこに来て同じ維持管理しながらやはり2,000万も減ってくるというのは、これはお互いに財政厳しい中での状況ではないかとは思いますが、果たしてこのような形で今後維持できるのかどうかちょっと心配な点があるわけですが、そこらについて要因についてお話をいただきたい。この2点についてお願いをいたします。

亀岡委員長  
河野建設管理課長

河野建設管理課長。

1点目のアスベストの関係でございますが、平成19年度からこの補助制度をしいて設けております。国におきまして、その制度ができたということで、それに呼応したものではありませんが、この市の制度がないと国の補助が受けられない。国の補助は市の額と同額を出すということになっておりますので、国の制度ができたことに対して市が制度をつくったということでございます。それから民間の施設が対象でございます。民間施設につきましては国民金融公庫でありますとか中小企業金融公庫等で融資制度を設けておられます。そういった制度も活用しながらこの補助制度が活用することがあれば使ってもらいたいということで、窓口を市も設けておりますということで制度化をしておるところでございます。

それから道路維持の関係でございますが、道路維持、本年度減額になっておるとございまして、市道の道路維持に関しましては委託料でありますとか工事請負費、若干昨年度と比べて減額になっております。委託料、それから工事請負費でございますが、極力優先度の高いところからやっていくということで経費を切り詰めながら実施していこうというところでございます。なお、県におきましても減額になっておりますけれども、工事請負費で特に減額分は道路の路肩等の構造物の維持修繕費等が減額になっておるとございまして、そのほか委託料につきましては、そんなに変わってないというところございまして、特に構造物あるいは施設の補修について優先度の高いところから実施していくということで昨年度より減額になっております。以上でございます。

亀岡委員長  
川角委員

川角委員。

アスベストについては昨年からということなんで、それでは19年度でその250万の執行があったのかどうか、全然なかったのか。あるいはまた、ことしも県、国が一応制度として設けるから裏づけとして予算化しておくんよということはわかるんですが、これがどのような調査で、どう申し込みをして、ありそうなのかないのか。ただ、そういうのが実態として民間でアスベストの問題がこの市内でどのような状況にあるのか、そこらが一つ状況についてお話を聞けばというふうに思います。

それから道路維持については、一応今の話では除草とか、あるいは管理についてはもうあんまり落としてはおらんよと。特に路肩とかいろんな工事の関係の維持というのがことしは見込みとして去年よりは少ない

というふうなことなんですが、そこらが、それは予算の計上の中では確かに財源が厳しい中ではどこか切り詰めないといけんのはようわかるんですが、それじゃあ今の道路状況が皆いいかいうと、まだまだいろいろ維持していくところは余計あろうと思うんですが、そこら勘案されて予算化されたということで、別に答弁の中では了解はできたわけですが、ひとつ十分管理については年々やっていかないと非常に荒れるばかりということになりますので、そこらひとつお願いをしておきたいと思えます。

再度このアスベストについての、しつこいようですが、見込みなり状況をお話をいただきたい。以上です。

亀岡委員長  
河野建設管理課長

河野建設管理課長。

19年度におきましては、申し込みがありませんでした。ない方がいいわけなんでありますが、窓口としては設けとるということでございます。ただ、建築確認等で把握できるものは、1,000平米以上のものは把握、県のほうでできますけども、そのほかのものについてはなかなか把握できないということで、広報等でこういった制度がございますと一般の先ほど国の金融公庫等の融資制度はありますけども、市の制度も広報でお知らせをしたいというふうに考えております。

亀岡委員長

ほかにありませんか。

明木委員。

明木委員

特別会計にもちょっとかかわるんですけど、繰出金を一般会計から持ち出しているということで総合的な観点からお聞きしたいと思うんですけど、公共下水道に関する質問です。地方財政がもたない状況になるということで、今この公共下水道については見直しを国政でもかけないといけないんじゃないかということで指摘をされてます。特に人口5万人の市町村では世帯当たりの汚水処理費が約14万2,948円と算出され、負担額が個人的に4万3,780円という試算をされており、1世帯当たりそれを考えると10万円ぐらいの持ち出しの可能性が示唆されておるんじゃないかなというふうにあるんですけど、その中で本市における現在の普及率と世帯当たりの処理費、また使用量による回収率との差ですね、そのあたりどのようになっているのか、お伺いいたします。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

公共下水の関係の御質問でございます。普及率につきまして最初に御説明を申し上げます。それぞれ現在安芸高田市におきましては、公共下水道事業、それから特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水事業、それからコミュニティ・プラント整備事業という、また個人に対しては浄化槽の整備事業という形でそれぞれ違った方式での特別会計での汚水処理の整備を行っております。合併後、新市といたしまして、それぞれの事業の執行を考えながら現在までやってきております。

その中で一部見直しという御質問もございました。国、県におきましてもそういった地域の事情に合ったこれまでの事業の中からそれぞれの

地域の財政状況、地域状況に合った整備手法を見直せということで合併後この間いろいろと各処理区におきまして見直しを実施してきたところでございます。

その結果の現在までの整備状況ということで申し上げますと、まず吉田のそれぞれの処理区ごとに整備の状況を説明いたします。吉田におきましては、公共下水道事業と農業集落排水事業、それから浄化槽の整備事業を取り入れております。整備率におきましては、それぞれの平均で46.8%でございます。

次に、八千代の処理区におきましては、昨年度特定環境保全公共下水道事業の供用開始をいたしまして進めております。それから農業集落排水事業は、既に終わっております、下土師。それから浄化槽につきましても個々にやっておられるところ、また昨年より補助金型もふやしております。そういう中で24.5%、整備率です。

それから美土里におきましては、集合処理は農業集落排水と個別で浄化槽をやっております。52.8%。

それから高宮処理区におきましては、農集の事業と浄化槽ということで74.2%。

それから甲田の処理区におきます事業につきましては、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業、それから吉田口におきます、コミュニティ・プラント整備事業、それから浄化槽ということで合計で76.6%。

向原処理区におきましては、整備率は特環（特定環境保全公共下水道）、それから農業集落排水事業、それから浄化槽も若干ありますが、100%でございます。合わせまして市内平均で60.6%の整備率でございます。

事業別にもう一つ言いますと、公共下水におきましては整備率は54%、特定環境の整備率でいいますと44.4%。農業集落排水事業におきます整備率は80.3%、コミュニティ・プラントにおきましては100%の整備です。浄化槽につきましては、これは若干把握が難しいわけですが、現在把握している状況の中で69.1%という形になります。合計で同じく60.6%ということでございます。

それから先ほどありました、それぞれの事業の個別の事業費割合ということでございますが、ちょっと古い資料しか持ってないんですが、それぞれの事業費を人数で割るという形になろうかと思うんですが、ちょっとこれは時間をいただきたいと思います。詳しい数字はですね。特別会計の中で説明できればしたいと思っております。

亀岡委員長

それでは、ここで休憩に入りたいと思います。

11時15分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

亀岡委員長

~~~~~  
休憩を閉じ、再開いたします。  
先ほどの明木委員の質疑に答弁されますか。  
新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

それでは、先ほどの明木委員の御質問に対しまして御答弁を申し上げます。

御存じいただきますように、特別会計におきます各会計におきましては人口5万人以下の市町村、全国的に見ましても、こういった事業費に比して使用料収入だけでの賄いというのはできない形で一般会計から繰り入れているのがほとんどの現状でございます。そういう中におきまして、先ほどありました各1人当たりの建設コスト等の調査につきましては御理解いただきたいんですが、現在向原を除きまして各処理区におきましては建設事業をどんどん進めております。そういう中でなるべく使用料いただくためにそれぞれすぐに供用開始をしながら使用料収入をいただき、各処理場等の維持管理を行っております。したがって、そういった建設ランニング関係あるいは維持管理費を比較するのはちょっと発展途上ということで、現在向原におきまして100%の整備が終わっております。そういう中で平成18年度におきます使用料収入等の収入、それから各施設の維持管理の支出、この比較をした数値がございますので、それにつきまして御説明をし、御理解を願いたいと思います。

向原処理区におきます特環、農集合わせまして年間1人当たり1万6,652円歳入がございます。それに比して歳出、維持管理費あるいは汚泥処理費等すべて合計しますと1人当たり2万7,923円かかっております。したがって、歳出の6割を歳入で見とるわけでございますが、4割分につきましては一般会計の助けを借りているというのが現状でございます。

続きまして、浄化槽につきまして平成18年度のそれぞれの歳入歳出について御報告申し上げます。浄化槽につきましては、1人当たり年間1万4,603円歳入をいたしております。歳出につきましては、各浄化槽の維持管理費、また清流園におきます浄化槽汚泥の処理費まで含めまして1人当たり3万5,620円かかっております。比較しますと歳入は約4割ということで、6割が一般会計からの繰り出しで賄っているというのが現状でございます。以上でございます。

亀岡委員長

明木委員。

明木委員

今の答弁によると浄化槽整備をすることのほうが繰出金が多いというふうに説明をいただいたと思うんですけど、今、国のほうの試算によるとそれが逆転してるわけですね。そのあたりは今後整備されていこうとしてます地域においてどのような事業見通しがあるのか、どのようにお考えか、お伺いいたします。

亀岡委員長

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

先ほどの金額につきましては、管理費のみの結果でございます。した

がいて、建設コストは集合処理のほうがかかります。それから浄化槽については建設費は安いということですが、維持管理費につきましては浄化槽整備のほうがかかるという形でございます。それで特別会計におきますこういった汚水処理の事業につきましては、先ほど整備率を申し上げましたが、国道沿いや吉田、八千代処理区におきましてかなり整備率が悪いということで、現在行政的にはそういった整備のおくれている地域について早くに生活排水処理をしたいと考えているところでございます。そういった意味におきまして、昨年度これからまだ集合処理が予定をされている地域におきましても浄化槽整備を取り入れようということで補助金型の浄化槽整備を導入してきたところでございます。浄化槽整備には市が設置するものと補助金を出すものがありますが、市が設置する浄化槽につきましては国の要件がございまして、そういった集合処理の予定区域にはこの事業は取り込めないということで、補助金型の浄化槽整備を取り組んでおります。したがって、補助金型につきましては将来集合処理が来ましたら、管路が来ましたら速やかに入っていただく形で現在進めております。そういう意味で早くに市内全域で生活排水処理ができる形で事業に取り組んでいる姿勢でございます。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

確かに今取り組まれてる。また、浄化槽への見直しもかけられてるということなんですけど、中でやはりまだまだ見直しをかけてもいいんじゃないかなというのを思ってるんですね。なぜかという、やはり今やられていましてこれからまだ相当年数がかかる計画じゃないかなというふうに思います。特に今回の予算においてもそんな距離数が出てない、またこれから出そうとしても大変投資金額が大きいわけですから、財源、財政についても負担をかけてくるという中で取り上げられてます。浄化槽のほうがいいんじゃないかなというふうに考えます。特にこの間、私も説明をそういう中で聞いたところによりますと、浄化槽の特徴としては処理性能がすぐれている。また、設置コストが安い。短時間で設置できる。地形などの影響を受けずにどこでも設置が可能である。自然の浄化能力も活用し、清流を回復することができる。また、地震に強いという、そういういい特徴があるということでこの間もそういう話をされてましたんで、そのあたりもう少し検討をする余地があると思われそうですけど、今回80基という設定の中で行われてますけど、もう少しそれをふやして、なるべくそちらへ持っていくようなことを考えてはいかかと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

亀岡委員長  
金岡産業建設部長(公営企業部長)

金岡産業建設部長。

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来担当課長のほうが申し上げておりますように、平成19年度までにいろいろ下水道のあり方について御議論いただいて、見直しをさせていただきました。今ありましたように浄化槽については非常に現在性能もよくなり、耐久性もよくなっているということで非常に評価が上がっ

ております。ただ、我々のほうの事業、いわゆる下水道事業との調整ということになりますと、やはり当初下水道をこうあるべきだということとで国へ上げて認可をいただいとる関係もございます。これは特に吉田、八千代のほうにそういう問題ございます。そういう中で我々としてもある程度ぎりぎりのところまで、いわゆる下水道と浄化槽のすみ分けができるラインがこの程度あるというのを昨年出させていただいて、そこについては補助金型を導入をさせていただいております。そういうことで特に御理解いただきたいのは、これを今から始めるんでしたら非常に対応がみやすいんですが、既に動いているもののやはり現在の事業の費用対効果というものもございますので、そこらは県等と協議しながら最大限早期に地域の下水処理、いわゆる生活污水处理ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、そこらについては今後、我々の中でも計画等どうあるべきかというのは議論をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

1点補足説明をさせていただきます。一般会計でも申し上げましたように、現在浄化槽の汚泥が非常に多いということで、これは最終的に処理をする段階で清流園のほうに行っております。ただし、清流園につきましても、今、日量50キロということで処理がし切れない状態。そういう中で甲田と吉田の浄化センターに投入しているという中で、浄化槽はすぐに供用開始をしますと汚泥が発生をするということで、1年間1回は抜くということで、すぐそういった汚泥量が発生をし、これを処理しなければなりません。それが処理し切れないということで現在汚泥再生処理センターとして平成22年にこの容量をふやします計画を進めておりますが、これらが整いますとそういった浄化槽汚泥に対応できるような形になるかと思っております。そういう中でどんどん浄化槽を進めれば、現在の状況では進むほど処理ができないという状況もございますので、そういったバランスも必要かと思っております。

それから浄化槽につきましても、個人の負担が、負担金22万円のほかに建設費がかかってまいります。集合処理の場合は負担金で済みますが、浄化槽につきましても個人の負担が即かかってまいりますので、なかなかこちらでも水洗を啓発をするわけですが、家庭の事情によりまして思うようには状況が進まないということも考えております。以上です。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

最後に確認なんですけど、先ほど予算書の中で説明いただいた浄化槽設置整備事業費の中で80基というふうにお聞きしたと思うんですけど、私の聞き間違いかもしれませんけど、予算の説明資料の中の4ページにはここで90基というふうに表示されてるんですけど、どちらが正しいんでしょうか。

亀岡委員長

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 浄化槽の2つの整備手法によりまして、補助金型は80基という予算でございます。90基は、浄化槽の設置整備事業、市が設置をする事業の基数でございます。補助金型が80基、市が設置するものが90基という予算でございます。

亀岡委員長 青原委員。  
青原委員 今ちょっと説明があったと思うんですが、污泥処理業務委託料ですね、清流園の、あれ2,280万出とるんですが、甲田と吉田に入れとるという状況なんですが、直接あそこに持っていくということはできないのですか。そこらあたりはどうなんですか。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。  
新川下水道担当課長 直接持っていくというのは、清流園のほうに持っていくという……  
青原委員 いやいや、そうでなしに甲田と吉田へ振り分けて持っていかう方法。これ運搬業務の委託料ということで先ほど説明があったんじゃないかなと思うんですが、清流園へ持って行って污泥が出たやつを、それを甲田と吉田へ持っていくということですよ。そうじゃないですか。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。  
新川下水道担当課長 污泥処理のほうの流れを言いますと、清流園では直接し尿の収集運搬がございます。それから浄化槽污泥につきましても各個別の浄化槽から直接収集をしまして、これを清流園のほうに持って行ってあります。清流園の方が日量50キ口の処理能力がありますが、これ以上の処理量が現在発生しています。ですから甲田、吉田におきます浄化槽を清流園へ直接持っていくのではなしにオーバー分につきまして何ほかそれぞれの公共下水処理場へ直接持って行ってるとい、ルートを変えてあります。処理場につきましては、それぞれ同じ処理をするわけでございますが、浄化槽污泥につきましては一般廃棄物となります。これは本来なら全部清流園のほうに持っていくのが通常のルートでございます。

亀岡委員長 青原委員。  
青原委員 私が理解ようせんのかどうかようわからんのじゃけど、近いところへ持っていければ少しでも運送費が安うなるんじゃないかなろうかのうという思いがするんですが、そこらはどうなんですか。

亀岡委員長 金岡産業建設部長。  
金岡産業建設部長(公益企業部長) ただいまの御質問、先ほど課長が言いました分の補足ということで、今清流園には先ほどありましたようにし尿と浄化槽を主に入れておりますが、処理能力が50キ口で、そこへ特に浄化槽がふえてきておりますので、投入ができない、処理能力をオーバーしております。その関係で例えば50キ口なんですが、70キ口出た場合は20キ口分を甲田と吉田の処理場へ緊急避難的に持って行って処理をしているということで、あそこへ皆持っていくということはちょっとできませんので、その処理を超えた分について、そういう現在の対応をさせていただいてるということでございます。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 公共下水道の処理場は、そこから入ってくるし尿は一般廃棄物なんです、出る廃棄物は産業廃棄物になるんです。普通この産業廃棄物とそういった浄化槽の一般廃棄物は分けて処理をする必要がございます。そういう中で清流園があるわけですが、今回市は、ずっとこの間処理ができないということで緊急避難的に公共下水道の処理場へ持っていつているのが現状でございますんで、これを全部ほんじゃあ市内いろんなところから近いから処理場へ持っていけばいいというものではございません。法律的な問題が生じます。

亀岡委員長 青原委員。

青原委員 私頭が悪いのでいけんのじゃろうけど、汚泥うか生し尿ですよ、そのもの自体を量を減らしていけば清流園も1日50キロというのがクリアできるんじゃないかのうという思いがするんですが、それはできないんですか。生し尿をそれじゃけ今の吉田なり甲田なり、余計あるじゃないですか、今の特環の施設にしても八千代にしても農集の施設もありますし、そこらへ持っていったらいけないですかということなんです。

渡辺委員 委員長、暫時休憩。

亀岡委員長 ここで暫時休憩にいたします。

~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

~~~~~

亀岡委員長 それでは、休憩を閉じます。再開します。

ほかに質疑ありませんか。

杉原委員。

杉原委員 157ページの幹線市道の見直し業務というのがありますね、委託料。幹線市道の見直し業務のどういう基準で見直していかれるのか1点お尋ねします。

台帳整備がその前ありますが、大切なことであるという思いがしておりますと同時に、4年たっております中で旧6町が持ち寄っておられたのをどこまで整理をしておられるか。今後どのような機関がなされるかということと、次のページの道路新設改良費2億6,698万円の減額になっておりますが、説明を聞かせてもろうた中で市道が2路線が継続事業がまだあるように聞いております。安芸高田市の中にもまだまだ改良していかなければならん道が、市道があるわけでありまして、要望書や陳情書も出ておろうと思うんですね。そういった中で今後どのような計画をしておられるのか、お尋ねをします。

亀岡委員長 まだありますか。

杉原委員 ちょっと飛びましたが、道路維持に要することについてお尋ねしますが、オーバーレイ舗装したりいろいろ維持をしていかなければならんところがまだたくさんあるわけでありまして、そういったところについての調査とか、また維持をしていくことについての計画ですね、いうふうな

ものができておりませばお尋ねしてみるものであります。以上です。

亀岡委員長  
河野建設管理課長

河野建設管理課長。

1点目の幹線市道の見直し業務の関係でございますが、先ほど少し説明させていただきました、特に合併後、町際道路といいますが、町の際に通っております道路の見直しを今しておるところでございます。

合併後におきましてどういった道路台帳を整備したかということでございますが、18年度におきまして道路網の一覧をつくったところがございます。各町それぞれ路線がございましたものを安芸高田市内管内図に落としてみる。そうしますとつなぎの非常に道路の悪いところがございます。19年度で2件町道認定をさせてもらったところがございます。なお、さらに細かく見ていきますと道路部分で途切れておるところが若干ございます。そういったもの見直し作業を行いたいということとあわせて幹線道、それぞれ1級、2級幹線道をその町でこれまでどの路線が1級であるとか、この路線が2級であるとかをつくっておられましたものを全体を管内を見直しましてつなぎをよくするような形にさせてもらったらということで見直し業務ということを考えております。

それから道路維持の整備でございますが、たくさん整備箇所、道路維持の要望箇所があるかと思えます。何年も待っておるんだというような声も聞かせてもらっております。そういったものを今年度極力整理を、状況を把握をさせてもらって緊急的なものから順次整備をさせてもらったらというふうに考えております。

それから道路改良費の全体の中での減額でございますが、予算書では158ページで3目の道路新設改良費の中で減額が2億6,698万円と前年度比較でなっておりますが、主なものとしましては地方特定道路の関係が1億3,069万円減額になっております。これはこれまで完成した路線がありましたもので減額になっております。それから県道の関係で減額に、県の委託金で7,100万円減額になっております。それから市道の国庫補助事業としまして3,029万円減額になっておりますので、前年度と比べまして減額幅になっております。

亀岡委員長  
金岡産業建設部長(公営企業部長)

金岡産業建設部長。

ただいまの補足ということで、道路改良、今御説明させていただきましたように、かなりの減額になっております。これは特に庁舎周辺ということで単発的な道路もありますが、そういうことが主な要因というふうに御理解をいただきたいと思えます。

それで今後の道路整備についてまだまだ計画要望等あるんじゃないかという御質問でございました。我々としてもできるだけ地域の御要望にこたえたいという思いを持っておりますが、全体的な財政推計等の中のいろいろ議論をさせていただく中で、ともかく今継続中のものについては早急に一定の成果があるように整備をする。過大な計画があったものについては、いわゆる1.5車線みたいな形で局部的な改良等も含めてやらせていただくということで、今後の財政状況の中でいろいろ整備計

画をまた検討をさせていただくということですが、非常に今そういう状況では道路整備に向けてが厳しい状況にあるということをお理解をいただきたいと思えます。

それから県につきましても例の財政健全化計画の中で毎年予算を下げてきております。今年度も一応予算的に最終的な道路特定財源の関係があったので、県のほうもいろいろ対応ができておりましたが、状況としては少なくとも前年に対して芳しい状況ではないという状況でございます。

それともう1点、道路維持につきましては、それぞれ支所のほうで現状等を把握をしていただいたりする中で緊急対応できるように、いわゆるポケット舗装、穴があいたようなところについては単価契約という契約をして極力早急にできるような対応をしております。以上でございます。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

今村委員 今回の道路計画でございますが、これまでいろんな形で維持あるいは委託、それからこれからの新設及び改良計画の中で、別に地域合戦をするわけではないんですが、県道向原三次線がどうも状況はるかに違ってきてる状況でございます。そこら辺を重視した形での維持及び改良が今後必要になってくるだろうというふうに思うわけですが、そこら辺についての優先順位をどこにするかというのはいろいろ課題があるかと思いますが、そこら辺を踏まえたと今後こういったような形で取り組まれようとしているのか、そこら辺について部長なり市長の御見解をお聞きしたいというふうに思えます。

亀岡委員長 金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

ただいまの特に道路、県道に関する御質問でございますが、県におきましても先ほど申し上げました、いわゆる財政健全化計画の中で特に道路予算等についても3年間で30数%削減するというような状況がございます。それを受けまして県も道路整備の10カ年計画を立てておりましたが、そこらの見直しを昨年度やられました。当面県のほうの計画では、継続中でもうすぐ完成で効果の出るものとか継続中であっても途中で中止ができないような状況にあるような、そういうものについては最優先をする。ただ、実際工事がかかっていないところとか用地だけで、ある一区切りがつくところについては22年度まではこれはいわゆる休止をしたいという方向を出されました。

そういう中で今御質問がございました広島三次については、大変交通量も多く危険な状況であるということは県も含めて我々も十分認識しておりますが、そこへの計画を上げるということがまだ十分議論をされておられません。今後はそこらにつきましても新たな整備計画等の見直しの中で十分議論をさせていただいて危険箇所、特に交通量の多い道路については早期に整備できるよう努力をさせていただきたいと思えます。

現時点での状況はそういう状況でございます。そういう動きの中で全体的な整備を進めていきたい。特に以前から言っておられます三次と甲田のところのいわゆる郷原踏切の切りかえで今年度はあそこが改良が済むであろうと。一部国交省の樋門関係が残っておりますが、そういう中で我々も大変危惧はしておりますが、精いっぱい努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

岡田委員。

岡田委員 今村委員の関連のようなことなんです、県道の三次線もですが、昨  
年高林坊線ができて、あそこは一部舗装してない。それで工事が完了したと見られるかどうなんか、まずお聞きしたいと思います。

亀岡委員長 金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

ただいまの御質問でございますが、高林坊線につきましては、旧甲田町来ずっと改良させてきていただいております。それで現在はまだ工事中途でございます。今年度まだ舗装等残っておるものを早急に予算成立後させていただきたいということと、もう1点、大きな課題としましてJRの踏切のところが残っております。我々の計画では、20年度にJRとの協議が、いわゆる協定書を結んでこれをするということで進めておりましたが、JRのほうの体制が非常に厳しい。といいますのが踏切改良、県内いろんなところの計画を上げる中で、やはり大きい踏切からどうも優先順位をつけられているのではないかというふうに思うんですが、そういう中で少し、1年ほど踏切改良のほうがおくれるということで、しかも工事は6月から9月のいわゆる夏の区間はJRは工事を出さないという方針があるようでございます。早急にJRとの委託契約というか、協定を結んで委託ということで今年度この予算にもことしと来年継続してできるように予算措置をさせていただいておりますが、今あるものは早急に舗装等やって仕上げ、JRとの協議も進めて、我々の予定では21年度には早期に完了をしたいというふうに思っております。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

今村委員 先ほどの清流園のほうの関係でございますが、いわゆる原油の上昇で光熱水費がかなり心配をするわけでございますが、そこら辺の予算査定は今の段階で大丈夫なような見通しでございますか、そこら辺はどうでしょうか。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

この予算的には値上がりをする前の単価ということで計上いたしております。業者との契約の中でこういった急激な変動については、その変動にこたえるという形もございしますので、これからの状況を見まして追加の予算等もお願いすることが考えられます。現在は年間の予算の中で対応したいと考えております。

亀岡委員長 今村委員。

今村委員 住宅関係のことで今回新たに、165ページでございますが、システム改修業務委託料ということで上がっておりますが、これの内容についてこういったようなことでこういうあれが必要なのか、説明をお願いします。

亀岡委員長 佐々木住宅担当課長。

佐々木住宅担当課長 公営住宅法の12年ぶりの改正がございまして、公営住宅、今までは20万円が収入の限度額でございましたけども、この収入の平均的に25%部位といいますけども、国民の平均収入のところ25%ラインのところを見定めるということで、これが15万8,000円ぐらいに下がってるということで、認可の基準を下げるということになります。したがって、今まで階層がそれぞれ20万円までが4階層ぐらいに区切ってございましたけども、この階層がさらに低い時点で区切られる。それから上のほうも32万2,000円が入居の高額所得者の額でございましたけども、これが26万8,000円ぐらいまで下がるということにおきまして、さらに15万8,000円のところから先ほどお話ししました最高額のところまでの階層もまた変わってくるということで、大幅なシステムの改修が必要になってまいりました。それとそれにあわせて従前は収入超過者に対しまして一定の金額の計算で出てきた額で家賃がとどまるようになっておりましたけども、今度からは家賃の額が例えば15万8,000円を2万円オーバーしていた場合、26万8,000円の最高額の方がお支払いになられる金額に5年ぐらいで行ってしまう。15万8,000円を出た人については階層を切って5年、3年、2年というふうにすぐ最高額になってしまうようなシステムに変わっていきます。したがって、かなり大幅な改修ということで、500万を業者のほうから聞きまして計上をさせていただいております。以上でございます。

亀岡委員長 ほかにありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで休憩に入りたいと思います。

午後1時まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

亀岡委員長 再開いたします。

続いて議案第75号平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長) それでは議案第75号平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予

算の概要について御説明をさせていただきます。予算書の349ページでございます。予算総額につきましては3億7,397万1,000円で平成19年度に比ばまして5.4%の増となっております。予算の主なものといたしましては、吉田町の都市計画における用途区域を中心とした下水道管路整備費など建設費で1億2,620万円、また施設の維持管理で6,170万余りを予算調製させていただいております。なお、昨年度下水道整備計画の見直しを行いました、現在行っておるところにつきましてはまだ管路等に随分時間がかかっております。財政的には大変きびしい状況でございますが、今後とも整備促進に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。詳細につきましては、下水道担当課長が御説明申し上げます。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

それでは私のほうが事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。358、359ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。1款の分担金及び負担金を現年度約43件、過年度分合わせまして1,031万3,000円を見込んでおります。

次に、下水道使用料をこれまでの実績と新規の使用料を見込んで3,364万7,000円見込んでおります。

次の国庫補助金につきましては、事業費の2分の1の補助金といたしまして5,000万円予定をいたしております。

一般会計からの繰入金は1億6,581万円でございます。

6款の諸収入、雑入でございますが、1,300万円のうち消費税還付金100万円、その他は吉田の浄化センターへの浄化槽汚泥投入料を一般会計から収入とするものでございます。

7款の市債の公共下水道事業債ですが、1億120万円の借り入れを見込んでおります。

次に、360ページ、361ページでございます。歳出でございますが、総務費の一般管理費で主なものは人件費でございます。また、19節の負担金補助及び交付金につきましては、協会費等のほか単独での補助制度にございます改造資金利子補給での利息分への補助金相当額を計上いたしております。負担金の統一につきましては、下水道事業全般におきまして合併後5年目に統一ということで、20年度におきましては5年目となります。すべて新市の制度に移行いたしております。これまでの負担金に対します補助をするという制度から1年目は22万円、2年目が25万円、3年目が28万円、3年を過ぎますと一律30万円ということで統一となっております。

次の2款施設費の施設管理費でございますが、これは吉田の浄化センターにかかわるものでございまして、説明欄におきます管理運営費236万6,000円のうち委託料で、19年度と20年度で予定をいたしております。下水道管路台帳作成業務の委託料を今年度230万5,000円予定をいたしております。施設の管理費でございます。5,935万円の主な内訳といたし

まして、塩素凝集剤などの消耗品、電気代598万円のほか光熱費、修繕料などの需用費でございます。役務費につきましては、汚泥の運搬処分手数料を530万円、委託料につきましては施設の維持管理業務費3,823万3,000円、それから汚泥の脱水業務に300万3,000円、その他次のページ、363ページでございます、水質測定業務、機械、電気の保安業務などの委託業務を見込んでおります。使用料、賃借料につきましては、中継ポンプの配電盤用用地の料でございます。工事請負費につきましては、マンホール等周辺舗装の補修費を上げております。続きまして、施設の建設費でございます。合計で1億2,620万円計上しておりますが、主な人件費のほかに20年度で工事予定をしております経費の計上分でございます。具体的には管路工事に係ります設計委託料、コピー機借り上げ料、工事請負費、また水道管等の移設の補償費を計上いたしております。事業内容につきましては主要事業に掲載をしておりましたが、工事箇所につきましては今年度吉田のイズミ前の県道への管路工事、また吉田高校の農場付近から北部農協の本所へ向かっての県道への管路工事などを予定をいたしております。

次の3款公債費でございますが、元金1億574万4,000円、利子で3,880万1,000円計上いたしております。

諸支出金の一般会計への繰出金につきましては、次のページで存目といたしております。

次の予備費につきましては、100万円といたしております。

352ページに戻っていただきまして、公共下水道債の限度額を1億120万円とさせていただいております。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

亀岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉原委員。

杉原委員 この事業で新規加入の見込みはどのように見込んでおられるか、お尋ねします。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 新規の加入分につきましては、43件ということで負担金のほうを計上させていただいております。

杉原委員 わかりました。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第76号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡 産業建設部長(公営企業部長)

議案第76号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

ページは373ページからでございます。予算総額につきましては8億2,741万2,000円で、前年度に比べまして5.8%の増となっております。主な要因は、甲田浄化センターの整備等の工事費等の増によるものでございます。

予算の主なものとしたしましては、八千代、甲田、向原の各処理区の施設整備費や業務委託料などで4億4,045万円、また処理施設の維持管理費などで1億2,135万4,000円などを計上させていただいております。当事業につきましても財政状況大変厳しい状況にございますが、下水道整備計画の一部を見直しをさせていただいたりする中で、整備促進に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては下水道担当課長が御説明申し上げます。

亀岡 委員長  
新川 下水道担当課長

新川 下水道担当課長。

それでは、事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

ページ数で382、383ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。今年度供用開始を見込んだ八千代処理区、また甲田処理区での加入者分担金を約102件見込みまして、2,244万1,000円といたしております。

2款の使用料及び手数料でございますが、平成18年度の実績と新規加入者分を見込みまして過年度合わせまして8,352万5,000円でございます。これは八千代、甲田に加え向原処理区も対象となっております。

国庫補助金でございますが、八千代、甲田処理区での事業執行にかかります補助金1億8,330万円でございます。

次の県補助金につきましては、八千代処理区での事業補助金といたしまして150万円でございます。これは合併支援での県補助金の対象ということでございます。

5款繰入金でございますが、一般会計より3億4,984万5,000円の繰り入れを見込んでおります。

繰越金は、存目でございます。

7款諸収入の雑入でございますが、消費税還付金のほか甲田への浄化センターへ浄化槽汚泥投入処理料を一般会計から収入とするものでございます。

次のページ、385ページでございますが、市債につきましては公共下水道事業債1億6,930万円を見込んでおります。

続きまして、歳出に移ります。386、387ページでございます。1款の総務費では人件費が主なものでございまして、負担金補助及び交付金の103万4,000円は積算システム負担金等でございます。

次の施設管理費でございますが、現在稼働中でございます甲田の浄化センター、向原中央浄化センター、それから八千代浄化センターの3つの維持管理費を計上いたしております。中身につきましては、基本的に

吉田の公共下水道会計で説明をしております管理の内容と同様となりますので、各処理区での特徴的な予算支出についてのみ説明をさせていただきます。この中で管理運営費618万4,000円は、甲田と向原処理区の下水メーター等の消耗品や印刷製本費、それからメーターの検針委託料、またここで2年目となります下水道管路台帳の整備委託料589万2,000円を計上いたしております。

次に、処理区ごとの支出でございますが、八千代処理区におきましては昨年10月供用開始となりまして、今年度より通常の年間を通じた処理場維持管理を実施していくこととなっております。このうち委託料でございますが、設備保守点検委託が施設の維持管理運転委託料1,818万2,000円となります。

次のページをお願いします。甲田の処理区3,838万9,000円は、浄化センターにかかわります維持管理経費のほかに管路が占用しております道路等の舗装維持工事も計上いたしております。11節の光熱水費は電気代でございますが、12節役務費の手数料512万2,000円は発生します汚泥の運搬費とこれをコンポスト化をしております民間での処理費用でございます。施設の主な維持管理費は、保守点検委託の2,642万5,000円を計上いたしております。また、維持修繕へ15万円といたしております。

中ほどの向原処理区におきましては、向原中央浄化センターの維持管理経費、また施設の修繕工事費を計上し、5,540万9,000円となっております。12節役務費での手数料2,097万円は、向原での処理場施設へは脱水装置が設置をしてありませんので、移動脱水車によります脱水をする費用、またこの運搬費、またコンポスト化費用をあわせて計上をいたしております。

一方、甲田の処理場では、脱水施設を処理場内に持っておりますので、この費用は処理場の維持管理経費の中に計上いたしております関係で手数料の内容が異なっております。当然処理する汚泥の量によっても各処理区の費用が違ってきておるのが現状でございます。

次に、391ページをお願いします。施設の建設費4億4,045万円でございますが、まず八千代処理区におきます1億3,800万円は、管路の整備工事、管路設計での委託料、工事に伴います水道管移設などの補償費用を計上いたしております。工事の箇所につきましては、八千代の南条装備付近の簸川下流沿い、また八千代支所付近の継続した管路工事、それからマンホールポンプ等の施設の設置を予定をいたしております。

次に、甲田処理区の建設費でございますが、2億8,445万円でございます。ここも同じく管路工事、また甲田の浄化センターの増設をします建設工事を昨年から継続工事として行っており、今年度完成予定をいたしております。それらに伴います委託料、工事費、補償費の計上でございます。管路工事の箇所といたしましては、湧永製薬付近と、同じく下甲立の国道沿い、道木地区、それからまた上小原の川の近くの勇山付近の工事を予定いたしております。

次に、下段の向原処理区の建設費でございます。1,800万円は、次のページでございます、県道の改良工事に伴いまして下水道の管路の移設工事が500万円、それから不明水対策の調査費、また事業の変更認可に伴います事業再評価業務などの委託料を計上いたしております。

それぞれの処理区でのその他の費用につきましては、事業執行での事務経費、使用料及び賃借料につきましては工事に伴います仮の駐車場や事務機器のリース代等でございます。

次の公債費につきましては、元金1億3,691万2,000円、利子で7,741万9,000円を見込んでおります。

一般会計への繰り出しは、存目といたしております。

予備費は100万円組んでおります。

これも376ページへ戻っていただきまして、地方債につきましてはその借入限度額を1億6,930万円といたしております。以上で説明を終わります。

亀岡委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
青原委員。

青原委員 389ページの一番上の土地（不動産）借上料というのがあるんですが、基本的には全部市の土地へ建てるんじゃないかなと思うんですが、この4,000円というのは何ですか。各処理区にもあるんですね、これ。甲田にもありますし、向原にもあるし、あれは何のお金ですか。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 これは各処理区にございますマンホールポンプを道路内に設置しておりますが、この電源盤等は地上に電柱を建てて管理をしております。この借り上げをする土地の借り上げ料を計上させていただいております。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第77号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長（公営企業部長） 議案第77号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計の予算の概要について御説明をさせていただきます。

401ページからでございます。予算の総額につきましては、4億2,233万2,000円で、前年度に比べまして10.4%の減となっております。これは吉田入江地区の施設建設工事等が19年度で終了したことが主な要因でございます。また、予算の主なものといたしましては、各処理区内の施設の維持管理費など1億6,727万8,000円でございます。

詳細につきましては、下水道担当課長が御説明を申し上げます。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

それでは、同じく事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

410ページ、411ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。分担金でございますが、加入者分担金を吉田の入江地区の供用開始分を49件見込んでおりまして、過年度分と合わせまして1,053万2,000円見込んでおります。

下水道使用料につきましては、平成18年度実績と新規の加入分合わせまして7,660万1,000円見込んでおります。

手数料につきましては、排水設備の指定店の登録料として存目といたしております。

利子及び配当金は存目とし、繰入金では一般会計より2億5,629万3,000円繰り入れを見込んでおります。

繰越金、雑入は、存目といたしております。

市債につきましては、下水道債7,890万円を借り入れることといたしております。

続きまして、歳出でございます。412、413ページをお願いいたします。1款の総務費でございます。一般管理費でございますが、主なものは人件費のほかその他協会等への負担金補助及び交付金でございます。

次に、施設の管理費1億6,727万8,000円でございますが、各処理区にそれぞれ向原町に5カ所、高宮町に2カ所、吉田町に2カ所、あとの3町にそれぞれ1カ所、合計12施設の処理場がございます。この施設の管理費でございます。

管理運営費587万5,000円は、主な委託料569万4,000円で、これは各処理区の管路の台帳作成業務委託料でございます。農集につきましては、各町それぞれありますので、費用がかかります。来年度の3年間までを業務の発注といたしております。各種処理区の管理費の内訳につきましても、これまでの処理施設管理と同様でございます。需用費におきまして消耗品の燃料、電気代、また役務費では汚泥の運搬処理手数料、委託料につきましては各施設の維持管理業務委託、水質検査などを計上いたしております。工事請負費につきましては、管路舗装の沈下などの補修工事、施設の機器の維持工事でございます。

各処理区別の経費につきまして吉田の処理区におきまして3,110万7,000円、これは国司のクリーンセンター、入江のクリーンセンターの2施設の経費となっております。役務費の手数料が汚泥の脱水、運搬処理の経費となっております。現在移動脱水車で直接脱水業務を行い、汚泥量を減らす手段によりまして清流園の処理能力の不足をカバーしております。委託料のうち1,021万3,000円が2つの施設の維持管理に係るものでございます。この中には国司地区の5カ所のマンホールポンプ、入江地区では18カ所のマンホールポンプの維持管理経費も含んだ経費を計上いたしております。

続きまして、415ページをお願いいたします。八千代の処理区620万1,000

円は、下土師の浄化センターでの内訳となっております。同じく汚泥処理の手数料、施設の維持管理委託料が主なものでございます。

続きまして、美土里の処理区におきます1,091万9,000円は、池田の浄化センターでの施設管理費でございます。電気代でございます光熱水費、汚泥処理の手数料、施設の維持管理委託料が主なものでございます。

続きまして、高宮処理区での2,867万7,000円は、原田の浄化センター、船佐中央の浄化センターの2つの施設の管理費でございます。これも同じく電気代、汚泥処理、施設の管理費が主なものでございます。

下段の甲田処理区610万7,000円は、浅塚の浄化センターでの管理費でございます。417ページに説明がございます。内容はこれまでと同じ管理内容でございます。

それから向原処理区におきまして7,839万2,000円は、5つの処理場、向井原、万念喜、坂上、長田、戸島のそれぞれの浄化センターに係ります管理費でございます。内容につきましても他の施設管理と同様となっております。

公債費でございますが、元金1億5,364万8,000円、利子で7,106万1,000円見込んでおります。

次のページの一般会計への繰出金は存目といたし、予備費につきまして100万円組んでおります。

次に、404ページに戻っていただきまして、地方債の限度額でございますが、7,890万円といたしております。以上でございます。

亀岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第78号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

議案第78号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

427ページからでございます。予算総額につきましては2億4,934万7,000円で、平成19年度に比べまして1%の減となっております。予算の主なものといたしましては、下水道等の整備区域外の区域における浄化槽建設で9,534万5,000円、また浄化槽の管理などで1億2,511万8,000円を計上させていただいております。浄化槽につきましても財政上厳しゅうございますが、住環境の整備に向けて努力したいというふうに考えております。以上でございます。

亀岡委員長

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

それでは、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

ページ数で436、437ページをお願いいたします。歳入でございますが、分担金といたしまして設置基数の予定分90件の22万円、一律でございます、1,980万円と過年度分存目1,000円を見込んでおります。

使用料につきましては、平成18年度の実績と新規加入分見込み合わせまして8,000万円といたしております。

国庫支出金でございますが、18年度より交付金対応といたしまして対象事業費の3分の1の補助率で金額3,174万9,000円といたしております。

県の補助金につきましては、起債の償還元金に対します補助がございまして、これを164万7,000円といたしております。

財産収入では、基金利子がありますので存目とさせていただきます。

繰入金につきましては、一般会計より8,914万6,000円見込んでおります。

繰越金、雑入につきましては存目です。

9款の市債につきましては、次のページ、浄化槽整備事業債2,700万円と見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。440ページ、441ページをお願いいたします。総務費でございますが、一般管理費では人件費のほか浄化槽推進協議会への負担金などがございます。

次に、施設の管理費でございますが、これまで設置をしております、市がみずから設置し、管理を予定しているものに今年度建設予定基数を加えた基数で1,315基でございます。それから個人が設置をされておまして市がそれを譲り受けて同じく管理予定をしているものが691基ということで、合計今年度2,006基の浄化槽管理費用を計上いたしております。

それから施設の管理費1億2,511万8,000円でございますが、管理運営費におきます下水メーターの検針業務、これは井戸水を使用される方への検針の委託料でございます。管理費につきまして市設置型と個人設置に分けて計上させていただきます。12節の役務費につきましては、新設におきます1年目に法定検査を受けるということで検査手数料80基分、また現在管理をしております浄化槽につきましては2年目から1年に1回は検査を受けるよう決まっております。これらの浄化槽の検査料を計上いたしております。委託料につきましては、通常の保守点検費として委託料をそれぞれ市設置分で7,293万1,000円、個人の設置分におきまして、次のページでございますが、3,829万1,000円見込んでおります。

443ページの施設の建設費でございます。9,534万5,000円のうち各処理区で建設します浄化槽の事業に係ります事務費、リース代等のほか工事請負費が主なものでございます。処理区ごとで申しますと設置予定基数におきまして吉田で30基、八千代で4基、美土里で20基、高宮で20基、甲田で15基、向原で1基、合計90基の予定にいたしております。

次の公債費でございますが、元金551万3,000円、利子につきまして

702万5,000円見込んでおります。

一般会計への繰出金につきましては存目、予備費につきましては100万円でございます。

また、430ページに戻っていただきまして、地方債の限度額を2,700万円といたすものでございます。以上でございます。

亀岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

金行委員。

金行委員 ちょっと1点お聞きします。443ページの浄化槽の設置数ですよ。八千代等は非常に下水道のあれがおくれとるんですが、これは申し込み等、それからいろいろな条件、下水道のあれのとき質問がありました条件があってこれ少ないんか、申し込みがないんか、いろいろな条件にクリアしないとけない、初め申し込まれとる公共下水道との絡みがあって少ないんか、下水道のおくれとるにしてはそういう申し込みが少ないという、特環が少ないということですが、そこらの絡みはどんなのか1点お教えてください。

亀岡委員長 新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 先ほど申し上げました基数につきましては、これまでの動向を考えての予定の基数でございます。各処理区この設置基数は調整することができます。八千代につきましては、このほかに補助金型の浄化槽につきまして一般会計のほうで予算をさせていただいております。これはここに上げておりますのは市が設置するというので、ある程度集合処理区域以外の地域について設置をするということで、高宮、美土里それぞれ集合処理区域がございますが、それ以外の区域についての対象でございます。合併当初はかなり基数も200基ばかり上げておりましたが、ここ数年それぞれの動向を見まして現在の基数で当初では足りるのではないかとという形で振り分けをさせていただいております。

金行委員 わかりました。

亀岡委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第79号、平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長) 議案第79号、平成20年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。ページは453ページからでございます。予算総額につきましては867万1,000円で、平成19年度に比べまして約51.9%の増となっております。その要因は、公債費の元金償還が始まり、その予算計上をさせていただいているものでございます。予

算内容としたしましては、施設の維持管理費などで368万3,000円計上させていただきますとるのが主なものでございます。

詳細につきましては、下水道担当課長のほうから御説明を申し上げます。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

それでは、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

ページ数で460ページ、461ページをお願いいたします。歳入でございますが、分担金、負担金につきましては56万円計上いたしております。

使用料につきましては、平成18年度の実績、また新規加入者分の使用を見込みまして93万円。

それから一般会計からの繰入金を717万9,000円といたしております。

繰越金、雑入につきましては、存目でございます。

次のページ、462、463ページでございます。歳出でございますが、総務費の一般管理費、役務費につきましては消費税申告等での税理士さんへの手数料、それから負担金補助及び交付金につきましては排水設備の改造資金への利子補給を1万円見込んでおります。その他は存目でございます。

施設の管理費368万3,000円のうち施設管理費368万1,000円の主なものは、電気代、また汚泥の収集運搬手数料、処理場の施設管理費でございます。3款の公債費でございますが、償還の元金348万1,000円、利子分が94万1,000円見込み、繰出金は存目。次のページにおきまして予備費を50万円とさせていただきます。以上でございます。

亀岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行委員。

金行委員

このコミュニティー下水道は、いろいろ地域等の事情があって工事してもらった経緯がございまして、この加入率は今どのくらいですか。

亀岡委員長  
新川下水道担当課長

新川下水道担当課長。

現在把握しております全体の戸数が50戸ございまして、既に分担金までいただいておりますのが35戸でございます。それぞれの工事が完了しておりますのは25戸ということでございます。今年度まで負担金の補助の適用というのがあるわけでございますが、地域が限られておりますので、支所を通じまして、それぞれの事情を聞きながら一刻も早い加入促進を目指して現在取り組んでおります。

亀岡委員長  
金行委員

金行委員。

この分は初め申しましたようにいろいろないきさつがあって工事、コミュニティー下水道いうのを行ってもらったんですけど、事情がいろいろあると思いますが、加入できる分は早く加入してもらって工事を進めてもらうように要望しておきます。終わります。

亀岡委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第80号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

議案第80号、平成20年度簡易水道事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

469ページからでございます。予算総額につきましては5億5,544万7,000円で、平成19年度に比べまして16.1%の減となっております。その主な要因は、甲田給水区におきまして高地長屋地区における上水関係施設の整備がおおむね完了し、一部管路を残すのみとなっております。その関係が主な要因でございます。

予算の内容といたしましては、総務給与費のほか料金統一システムや簡易水道の統合整備計画等の準備に向けた業務委託料8,493万4,000円、また各給水区における施設の管理などで1億2,435万5,000円、また施設建設では八千代、甲田地区の簡易水道の管路整備や美土里町横田地区における簡易水道整備に向けての調査設計業務など1億3,832万5,000円を計上させていただいております。

なお、横田地区の水道整備におきましては、水源のあります矢賀地区及び横田地区の関係者の計画同意に向け昨年引き続き協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、料金の統一につきましては、現在各給水区との内容等調整作業を進めており、一定の整理ができましたらまた御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、山本上下水道課長が病気療養中でございますので、それぞれ担当の主査のほうから御説明をさせていただきます。

亀岡委員長  
柿林上下水道課主査

柿林上下水道課主査。

478、479ページをお開きください。歳入の予算でございます。第1款分担金及び負担金のうち加入者分担金として現年度分新規の加入68件を見込み、492万5,000円、過年度分については存目であります。工事負担金は、向原町坂における吉田豊栄線の道路改良に伴います水道管移設補償金として349万7,000円を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料です。使用料の水道使用料のうち現年度分1億9,992万円は、19年度実績、それから新規加入分を見込み1億9,992万円を見込んでおります。過年度分につきましては143万8,000円としております。検査登録手数料13万6,000円の現年度分は、新規加入分の検査料です。

第3款国庫支出金です。簡易水道事業国庫補助金として八千代地区につきまして2,000万円を見込んでおります。補助率は3分の1です。

第4款財産収入につきましては、存目でございます。

第5款繰入金、一般会計の繰入金として2億8,647万6,000円、うち過疎債、辺地債で過疎債を2,000万、辺地債1,400万の施設建設費を見込んでおります。基金繰入金、簡易水道事業基金繰入金24万7,000円は、向原中央におきます基金の維持管理費として20年度分の繰り入れ24万7,000円としております。

繰越金は、存目です。

次のページ、480ページ、481ページをお願いいたします。諸収入、預金利子、雑入、消費税還付金、その他雑入については、存目です。

8款市債です。簡易水道事業債、八千代地区におきまして2,000万円、高地長屋地区におきまして1,400万円、合計3,400万円。繰り上げ償還に伴います借換債480万円、合計3,880万円を市債として借り入れる見込みとしております。

歳出をお願いいたします。482ページ、483ページです。第1款総務費でございますが、一般職員人件費が主なものとなっております。一般職員人件費のほか共通する業務の経費として簡易水道事業一般管理費1,615万8,000円のうち主なものは、13節委託料で料金改定に伴います電算システムの改修費用582万2,000円、それから水道事業の統一に向けまして簡易水道の公益企業法の適用に向けた準備費として資産評価を債務負担、平成20年から23年度までの4年間をもちまして資産評価をしたいと考えております。そのうち平成20年度分として500万を計上させていただきました。

吉田給水区一般管理費でございます。33万円のうち13節委託料ですが、メーター検針の委託料30万円が主なものとなっております。以下、八千代、美土里、高宮、次のページ、484、485でございますが、甲田、向原、主なものは吉田給水区と同じくメーター検針の委託料となっております。

第2款施設費のうち施設管理費でございます。管理運営費は各給水区ともに共通する管理運営費として3,319万5,000円を計上しております。11節需用費のうち消耗品費は、新規加入に伴いますメーターの購入費でございます。54万7,000円を見込んでおります。修繕料は、計量法による検定満期を迎えますメーターの更新に係る費用71万7,000円としております。13節委託料ですが、主なものは浄水、原水に係る水質検査の委託料3,190万1,000円のうち水質検査の委託に係るものは2,170万1,000円としております。水道台帳作成業務の委託料として1,000万円を見込んでおります。平成19年度から平成23年度までの事業としております。本年度は管路図の作成、それから現地調査を予定いたしております。

吉田給水区施設管理費のうち11節需用費、消耗品費は薬剤費、光熱水費は施設の電気料です。12節役務費95万円、通信運搬費ですが、専用回線、固定回線の電話使用料としております。13節委託料254万1,000円のうち一般業務に関する委託料94万1,000円は、次のページ、486、487ページ上段にあります浄水場警備保障委託料が主なものとなっております。保守点検委託料160万円は、計装機器等の点検に係るものでございます。

以下、八千代、美土里、高宮、甲田、向原とも11節、12節、13節については同様な施設管理の内容となっております。八千代給水区の15節工事請負費維持修繕工事ですが、佐々井浄水場におきまして原水を監視するため濁度計を設置する費用として400万円を計上しております。

次のページお願いいたします。失礼いたしました。もう1ページお願いいたします。490ページ、491ページでございます。向原給水区の15節工事請負費ですが、八千代給水区と同じく原水を監視するため濁度計を設置する費用、それからポンプ等の老朽化に伴います更新費用として1,640万円を計上いたしました。

第2項施設建設費でございます。施設建設費は、八千代給水区におきまして水量拡張の工事を平成23年度までの事業期間を予定し実施しております。八千代給水区7,434万5,000円のうち委託料として実施設計及び工事管理の委託料977万1,000円、15節工事請負費として管路の更新に係る工事請負費5,655万5,000円を予定しております。管路工事につきましては、主なところは上根の県道沿いの工事となっております。管路工事1.3キロを予定しております。美土里給水区の建設改良費2,502万9,000円のうち委託料で調査設計監理委託料として2,500万円、横田地区におきます地区決定等を見込みまして、その基本計画等に着手する見込みとしております。この基本計画策定の委託料を2,500万見込んでおります。甲田給水区の建設改良費3,453万1,000円のうち委託料は設計積算委託業務として160万8,000円、15節工事請負費として管路1キロを予定しております、2,740万円を見込んでおります。なお、甲田給水区の建設、高地長屋地区でございますが、平成20年度をもって完了する予定としております。向原給水区の建設改良費442万円ですが、次のページ、492ページ、493ページお願いいたします。調査設計監理として実施設計42万円、工事請負費として単独事業費200メートルの管路敷設がえを400万円を見込んでおります。

第3款公債費のうち元金でございますが、市債の償還元金1億1,986万5,000円。利子のうち市債の償還利子として8,396万7,000円、一時借入金利子として200万円を見込んでおります。

第4款諸支出金につきましては、存目です。

第5款予備費は、200万円を計上させていただきました。

472ページにお戻りください。債務負担行為として簡易水道事業の水道地方公営企業法適用に向けた準備費用のうち資産評価事務費用として、平成20年度から平成23年度まで3,100万円を限度額として債務負担行為をお願いさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

亀岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで休憩に入りたいと思います。  
2時15分までといたします。

~~~~~

午後1時57分 休憩  
午後2時15分 再開

~~~~~

亀岡委員長

再開いたします。

続いて、議案第81号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

議案第81号、平成20年度飲料水供給事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

ページは501ページからでございます。予算総額につきましては1,060万4,000円でございます。昨年度と比べまして6%余りの減となっております。予算の主な内容といたしましては、施設の維持管理費が主なものでございます。

詳細につきましては、担当主査が御説明を申し上げます。

亀岡委員長

柿林上下水道課主査。

柿林上下水道課主査

歳入歳出事項別明細書により説明申し上げます。

508ページ、509ページをお開きください。歳入のうち1款分担金及び負担金ですが、存目です。

第2款使用料及び手数料のうち使用料、水道使用料についてですが、現年度分204万円、19年度実績により見込んでおります。

第2項手数料でございますが、検査現年度分につきましては存目です。

第3款繰入金、一般会計繰入金は855万8,000円、施設の管理等に関する一般会計から繰り入れを見込んでおります。

第4款繰越金、第5款諸収入については、存目としております。

510ページ、511ページをお願いいたします。歳出の予算でございます。第1款総務費、一般管理費5万2,000円は、12節役務費は火災保険の保険料3,000円、13節委託料につきましては水道メーターの検針委託料4万4,000円、14節使用料及び賃借料は電柱等の共架料を5,000円見込んでおります。

第2款施設費のうち施設管理費でございます。飲料水供給施設の管理運営に関する費用を見込んでおります。管理運営費204万円でございますが、水道台帳作成業務を平成19年度から23年度まで水道台帳を作成することとしております。20年度分として50万円を見込んでおります。検査業務委託料ですが、水質検査、浄水、原水等の検査委託料でございます。154万円です。施設管理費183万9,000円のうち、11節需用費では消耗品費、薬剤費として23万円、光熱水費、施設の電気料50万円、修繕料、漏水等に係る修繕費用として36万円を見ております。12節役務費に

については、専用回線等の使用料7万2,000円です。13節委託料のうち保守点検委託料として61万円、施設の管理、機器点検、それから計装機器としての水質モニターの点検委託料をそれぞれ計上させていただきました。

第3款公債費のうち元金は379万7,000円。利子につきましては、市債の償還金利子として265万5,000円、一時借入金の利子として2万円、合計267万5,000円を見込んでおります。

第4款諸支出金は、存目でございます。

512ページ、513ページをお願いいたします。第5款予備費でございますが、20万円を予備費として計上させていただきました。以上でございます。

亀岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第82号、平成20年度安芸高田市水道事業会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長。

金岡産業建設部長(公営企業部長)

議案第82号、平成20年度安芸高田市水道事業会計予算概要について御説明を申し上げます。

平成20年度の水道事業の業務予定量といたしましては、全体の給水戸数が5,772戸で、1日平均給水量は3,735立米でございます。

予算につきましては、施設の維持管理等営業収益に係る3条予算では2億8,433万1,000円で、平成19年度に比べ7.4%の減でございます。その主な要因は、業務委託料などの減額によるものでございます。

また、施設整備等に係る4条予算でございますが、資本的収入では3億9,916万7,000円で、平成19年度に比べ9.5%(95%：P305で訂正あり)の増となっております。主な要因は、甲立浄水場等の施設建設に伴う一般会計からの事業出資金や国庫補助金並びに企業債の増によるものでございます。資本的支出におきましては4億5,847万円で、平成19年度に比べ5.5%(55.4%：P305で訂正あり)の増となっております。主な要因は、甲立浄水場の移転に伴う施設建設と企業債償還金の増によるものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,930万3,000円は、消費税関係で979万8,000円及び当年度損益勘定留保資金で4,950万5,000円で補填することになっております。

なお、詳細につきましては、担当の近永主査のほうから御説明をさせていただきます。

亀岡委員長 近永上下水道課主査

近永上下水道課主査

安芸高田市水道事業会計の予算の要点について御説明を申し上げます。16ページの予算説明書をお願いいたします。第3条予算の収益的収

入及び支出の収入でございますが、1款の事業収益の予定額を2億8,433万1,000円としております。1項の営業収益の予定額2億8,187万7,000円の主なものは、1目の給水収益で2億7,837万7,000円の予定額としております。3目のその他の営業収益、2節の他会計負担金でございますが、先ほど一般会計の予算の中に水道経営の基本構想等負担金として235万8,000円が計上をされておりましたが、簡易水道事業、飲料水供給事業の水道法に定める第三者委託、民間への委託でございますが、水道事業とあわせて調査検討を水道事業のほうで執行することとしておりまして、一般会計からの収益の予定額でございます。

続きまして、2項の営業外収益でございますが、主なものは3目の雑収益、2節の242万6,000円は平成20年度のこの会計の消費税の還付金の予定額でございます。

続きまして、支出でございますが、1款の事業費の予定額を2億8,433万1,000円、そのうち1項の営業費用の予定額を2億4,027万4,000円としております。第1目の原水及び浄水費の予定額5,900万5,000円でございますが、地下水または伏流水を取水をいたしまして、濾過設備を經由して配水池に送るまでに要する費用でございます。次の17ページに予定額を掲載をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。主なものといたしましては、4節の動力費の予定額1,827万円はポンプの動力用の電気代でございます。5節の修繕費1,470万円は、ポンプ監視制御装置、発電機等の修繕に要する費用の予定額でございます。7節の委託料2,020万9,000円は、監視制御装置、ポンプ等の点検業務、原水の水質検査業務、自家用電気工作物の保安点検業務、警備保障業務等の業務委託に要する費用の予定額でございます。

次に、2目の配水及び給水費の予定額4,749万5,000円でございますが、配水池から使用者のご家庭に給水をするのに要する費用でございます。主なものといたしましては、4節の修繕費2,535万5,000円は、ポンプの修繕、漏水の修理、メーター器の修理に要する費用の予定額でございます。7節の委託料1,718万7,000円は、上水の水質検査業務、漏水調査業務、メーター器の検定期間の満了に係ります取りかえ業務、検針業務等に要する費用の予定額でございます。

3目の受託工事費100万円は、消火栓の修理に要する費用の予定額でございます。

次に、4目総係費の予定額を6,387万4,000円としております。主なものといたしましては、職員5名分の給与費、給料、手当、法定福利費を合わせまして4,467万9,000円を予定をしております。18ページお願いいたします。11節の委託料1,360万7,000円は、口座振替業務、電算機の保守業務、水道法の第三者委託、調査等の検討業務、会計処理業務等の業務委託に要する費用の予定額でございます。

次に、5目の減価償却費6,590万円、6目の資産減耗費300万円を予定をいたしております。

次に、2項の営業外費用として3,324万9,000円を予定をしておりますが、1目1節の企業債利息の予定額でございます。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出の収入のほうでございますが、1款の資本的収入の予定額を3億9,916万7,000円としております。1項の分担金882万円は、新規加入者70件を予定をしております。

2項の工事負担金7,906万9,000円は、甲立浄水場の移転事業、それから県道改良の事業、下水道等の公共工事に伴います水道管の移設工事の補償費の予定額でございます。

3項の出資金5,650万円は、甲立浄水場移転事業への一般会計からの出資金の予定額でございます。

4項の補助金7,927万8,000円は、甲立浄水場移転事業に係ります国庫補助金の予定額でございます。

5項の企業債1億7,550万円は、先ほど申し上げました建設改良事業の資金としての借り入れを予定をしております。

続きまして、支出のほうでございますが、1款の資本的支出を4億5,847万円、うち1項の建設改良費3億7,343万7,000円を予定をしております。1目の原水及び浄水設備新設改良費400万円は、吉田給水区の国司浄水場の監視制御設備でありますテレメーターの更新工事の予定額でございます。

2目の配水施設新設改良費2,954万6,000円は、県道改良工事、下水道工事に伴う水道管の移設工事に要する予定額でございます。

3目の営業設備費は、メーター器の購入に要する予定額でございます。

済みません。20ページのほうへ行っております。続きまして、4目の甲立浄水場移転事業の予定額を3億3,899万5,000円を予定をしております。本年度は浄水場の管理棟の建設、配水池の築造、導水管の一部の敷設を予定をいたしております。

2項の企業債償還金の予定額を8,503万3,000円といたしております。

続きまして、資金計画について御説明を申し上げますので、6ページをお願いいたします。当年度予定額の受入資金の総額を9億1,516万円、支払資金の総額を7億5,939万8,000円で、現金預金の残高の予定額を1億5,576万2,000円といたしております。

続きまして、予定の損益計算書について御説明を申し上げますので、13ページをお願いいたします。中ほどに営業利益3,439万1,000円、経常利益でございますが、101万円、特別損失を1,000円、当年度純利益を100万9,000円で、年度の末の未処分利益剰余金の予定額を5,174万5,000円としております。

続きまして、予定の貸借対照表について御説明を申し上げますので、14ページをお願いいたします。まず最初に、資産の部で中ほどより少し下ほどになりますが、固定資産合計額を31億5,574万3,000円、それから流動資産の合計を1億7,048万6,000円、これらの資産合計で33億2,622万9,000円を予定をいたしております。

続きまして、次のページ、負債の部でございますが、負債の合計が490万1,000円、資本の部で資本合計が33億2,132万8,000円で、負債資本の合計額を33億2,622万9,000円と予定をいたしております。よろしくお願いをいたします。

〔委員長、ちょっと数字の訂正の声あり〕

亀岡委員長  
金岡産業建設部長(公営企業部長)

金岡産業建設部長。

失礼いたします。先ほど冒頭申し上げましたところで数字を読み間違っておりましたので、御訂正をさせていただきます。

4条予算の関係で資本的収入では3億9,916万7,000円で、前年に比べ9.5と申し上げましたが、95%の間違いでございます。

それから同じく資本的支出におきましては4億5,847万円で、前年度に比べ5.54と言いましたが、55.4の増ということで間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

亀岡委員長

これより質疑を受けます。

質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員

17ページですか、委託料でこれいろんな点検とか業務とか検針委託料合わせて7の委託料で2,020万9,000円ですか。その検針の委託料が、それはどのぐらいのこの中に含まれるんかと、よく聞くんですが、検針を間違っておられる方の事後処理はどのようにされとるんか、あわせてお尋ねします。まず各家庭の検針の業務委託されとる人件費ですよ、委託料、これがこの2,020万9,000円のうちどれだけ含まれとるんか。それと今のように検針を誤針されて後の処理をどうされとるか、お尋ねします。

亀岡委員長  
近永上下水道課主査

近永上下水道課主査。

先ほどお尋ねの検針に係ります委託料の予定額は、470万と見積もっております。

それからもう1点ありました、検針員さんに検針のお願いをいたしておりますが、その後の訂正につきましては検針員さんのほうから結果が返りましたらコンピューターのほうで前年同期あるいは前回等と比較をしまして使用水量が3割を超えるというようなものにつきましては職員の方で再度検針に回っております。それで誤りがあるものについては結果を更正をさせていただくという手法にいたしております。以上でございます。

亀岡委員長  
岡田委員

岡田委員。

もう一つ、ついでと言っちゃ大変失礼なんですけど、各家でなくして公園とか公共的な施設なんですけど、その公共的な施設じゃが、その地域で管理すると言われとる場合に、公園によってはいろいろ水道メーターが自由に使える公園と使えん公園があると思うんですが、自由に使えるようにしとった場合に、だれがしたかわからんがあけっ放しにしてざあざあざあざあざあ出よったら物すごいメーター回るでしょう。そ

がなんも3割を超えた場合はやっぱり何かの処置をされてきてるんですか。

亀岡委員長 近永上下水道課主査。

近永上下水道課主査 実際にメーター器のほうを調べていわゆる計量いたしたものにつきましては今のところ、条例上に特別な災害とか予期できないものについては減免をいたしておりますが、それ以外のものについては減免はいたしてありませんので、十分注意をいただきたいというふうに思います。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程はすべて終了いたしました。

次回は、あす24日午前10時から開会いたします。

本日の会議はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時40分 散会